

# 小麦・大豆の国産化の推進

令和7年度補正予算額 7,008百万円

## <対策のポイント>

産地と実需が連携して行う小麦・大豆の国産化を推進するため、施肥・防除体系の構築等による生産性向上や増産を支援するとともに、国産小麦・大豆の安定供給に向けたストックセンター等の再編集約・合理化や民間主体の一定期間の保管等、新たな生産・流通モデルづくりや更なる利用拡大に向けた新商品開発等を支援します。

## <事業目標> [令和5年度→令和12年度まで]

- 小麦生産量の増加 (109万t→137万t)
- 大麦・はだか麦生産量の増加 (23万t→26万t)
- 大豆生産量の増加 (26万t→39万t)
- 国産小麦・大豆の保管数量 (小麦 : 28,774 t→ 90,000t、大豆 : 6,258t→ 25,500t)

## <事業の内容>

<b>1. 国産小麦・大豆供給力強化総合対策</b>	<b>5,008百万円</b>
① 生産対策 (麦類生産技術向上事業)	
麦の増産を目指す産地に対し、施肥・防除体系の構築等を支援します。	
② 流通対策	
ア 麦・大豆供給円滑化推進事業	
国産麦・大豆を一定期間保管するなど、安定供給体制を図る取組を支援します。	
イ 新たな生産・流通モデル事業	
麦の品質向上や極多収大豆の種子生産に加え、新品種の導入、フレコンの本格導入、実需者の加工試験など、新たな生産・流通モデルづくりを支援します。	
③ 消費対策 (麦・大豆利用拡大事業)	
国産麦・大豆の利用拡大に取り組む食品製造事業者等に対し、新商品開発等を支援します。	
<b>2. 新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち</b>	
麦・大豆ストックセンターの再編集約・合理化	<b>2,000百万円</b>
国産麦・大豆の安定供給を後押しするため、ストックセンター等の再編集約・合理化を支援します。	

## <事業イメージ>

### ①生産対策



麦の施肥・防除体系の構築  
(定額、2,000円/10a以内)



生産性向上の推進 (定額)

### ②流通対策



- ・ストックセンター等の整備 (1/2以内)
- ・一定期間の保管等 (定額、1/2以内)
- ・新たなモデルの実証 (定額、1/2以内)

### ③消費対策



新商品の開発等 (定額、1/2以内)

## 麦・大豆の国産化を一層推進



農産局穀物課 (03-6744-2108)  
農産局貿易業務課 (03-6744-9531)

# 戦略作物生産拡大支援

令和8年度予算概算要求額 35百万円（前年度35百万円）

## &lt;対策のポイント&gt;

麦、大豆等の戦略作物の収量・品質・価格の安定化に向けた取組や大豆極多収品種の奨励品種決定調査に対して支援をします。

## &lt;事業目標&gt;

- 麦、大豆、飼料用米等の単収向上（小麦537kg/10a、大豆223kg/10a、飼料用米720kg/10a、米粉用米616kg/10a [令和12年度まで]）
- 需要が伸びている用途（輸出用米、加工用米等）への米の安定供給による経営の安定

## &lt;事業の内容&gt;

**1. 戦略作物への作付体系転換支援事業**

生産者、試験研究機関、行政・普及など地域の関係者が一体となって行う生産性の向上に資する技術等の実証等を支援します。

- ・ 麦、大豆等における排水対策や雑草防除などの生産技術の導入
- ・ 生産コストを低減する飼料用米等の多収品種や直播栽培の導入
- ・ 大豆極多収品種の奨励品種決定調査

**2. 国産大豆の適正取引支援事業**

国産大豆の需要拡大の基盤として、国産大豆の透明かつ公正な取引価格の形成に向けた全国段階の入札の実施に対し支援します。

## &lt;事業の流れ&gt;



※ 2の事業は（公財）日本特産農産物協会

## &lt;事業イメージ&gt;

事業実施主体：  
都道府県、市町村、試験研究機関、生産者団体、大規模生産法人等で構成する協議会 等



取組成果を踏まえ、低コスト生産技術や輪作体系等を地域全体に普及

土地利用型作物におけるコストの低減、需要に応じた作付拡大、生産性の向上

[お問い合わせ先] 農産局穀物課豆類班 (03-6744-2108)

# 気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業

令和7年度補正予算額 184百万円

## <対策のポイント>

近年の気候変動等の影響により需要が高まっている高温耐性品種などの優良品種を普及する際に課題となっている原原種等の品質向上に必要な施設整備を支援するとともに、当該品種の需要に対応するために種子供給体制を強化する取組等を支援します。

## <事業目標>

高温耐性品種等の作付割合の倍増（令和6年比）

### <事業の内容>

#### 1. 健全種子生産のための施設整備 50百万円

優良品種の普及に向け、原原種等の品質向上に必要な施設整備を支援します。

#### 2. 急激な需要増に対する種もみ等確保に対する支援 134百万円

##### ① 需要の高い種子の増産・備蓄実証支援

高温耐性品種など需要の高い品種の急激な需要増加に対応するため、種子の増産や備蓄期間の延長に係る実証のための経費を支援します。

##### ② 需要の高い品種における転用種子の活用支援

生産者の需要が種子の在庫を超過した場合に、食用として生産されたものを種子として活用するために必要な取組にかかる経費を支援します。

## <事業の流れ>



### <事業イメージ>

#### 健全種子生産のための施設整備

新しい優良品種を普及したいけど異形株や罹病株の発生が不安品種数が多くて保管期間が長期化



需要の高い新品種の導入・普及にあたり  
・多品種との交雑、病害の発生  
・保管した原原種等の品質の維持が課題

高温耐性品種等の優良品種の普及を促進する原原種等の品質向上につながる施設整備を支援



高い純度や無病性が確保できる隔離施設



高い品質を維持可能な品質保持施設

#### 急激な需要増に対する種もみ等確保

最近すごく暑いから暑さに強い品種を作付けて品質のいいお米を作りたい



作付け希望が多すぎて、種子生産が追い付かない



高温耐性品種等の種子生産体制が整うまでの農業者の需要に対応した種子の確保を支援



需要増加に対応した種子備蓄や種子転用の取組を支援

# 以下、実需者向け

## ①特定農産加工業経営改善等臨時措置法「調達安定化措置」の活用

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/tokutei\\_nousanho/](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/tokutei_nousanho/)

- 今般の国際情勢の変化により、輸入小麦・輸入大豆の価格水準が上昇・高止まりしており、農産加工業者の経営環境は厳しさを増している。
- これを踏まえ、**2024（令和6）年**の法改正で、**原材料の調達安定化のための取組（調達安定化措置）**に対する支援措置を新たに整備するとともに、法律名を**「特定農産加工業経営改善等臨時措置法」**に変更。

### 【支援対象】

小麦、大豆又はこれらの一次加工品（小麦粉、煮豆等）  
を主要な原材料（※）として使用する農産加工業者

（※）主要な原材料：  
当該農産加工品の原材料に占める小麦、大豆又はこれらの一次加工品（総重量）の割合がおおむね5割を占めることとする。

### 【支援の流れ】

小麦・大豆等を主要な原材料として使用する  
特定農産加工業者が  
調達安定化計画を作成・農林水産大臣に提出



農林水産大臣による計画の承認



○**日本政策金融公庫による長期低利融資**  
承認を受けた計画の実施のために必要な施設の整備等  
・貸付利率1.35～2.40%（令和7年7月18日時点）  
・償還期限25年以内、据置期間3年以内

### ○事業所税の課税標準の特例

計画に従って事業を実施した場合、  
農産加工品生産施設の事業所税を1／4減額

### 支援対象の例

#### 【小麦】

めん製造業者、菓子製造業者、パン製造業者、小麦粉製造業者 等

#### 【大豆】

豆腐製造業者、納豆製造業者、みそ製造業者、しょうゆ製造業者 等

（※1）上記の例に記載されている製造業者であっても、支援対象となるには、  
製品において小麦、大豆又はこれらの一次加工品がおおむね5割を占めている  
必要があります。逆に、おおむね5割を占めていれば、上記に記載がない  
製造業者も支援対象となります。

（※2）原材料に占める割合の算定にあたっては、小麦、大豆及びこれらの一次加工品を合算することができます。また、使用量が当該製品において最大量ではない場合でも、支援の対象になります。

### 調達安定化措置の例

- ・原材料の生産地の変更
- ・代替原材料の使用
- ・原材料の効率的な使用
- ・新商品又は新技術の研究開発又は利用  
(上記3つのいずれかと併せて行う取組)
- ・原材料の保管

### 計画の承認基準

- ・**有効性**：計画の内容が、調達が困難となっている小麦、大豆等の調達の安定化を図る上で有効なものとなっているか。
- ・**適切性**：原材料となる農産物について、生産地との関係性においてその調達方法が適切なものとなっているか。

## ②経営力向上計画の申請

中小企業庁

「経営力向上計画」で  
**「稼ぐ力」を後押しします!**

中小企業者の設備投資などをサポート!

認定を受けると…

支援1 税制優遇  
即時償却又は税額控除  
が利用できます。

支援2 金融支援  
融資や信用保証などの  
支援措置により、  
資金調達がスムーズに。

支援の流れについて詳しくは、裏面へ! ➔

### 認定企業の事例

株式会社 三松(福岡県)



中小企業等経営強化法に基づく支援策を受け、成長分野への投資を加速することができます。成長力向上計画を一歩一歩実行していく、生産性の向上を目指していきます。

和田酒造合資会社(山形県)



1979年の新規以降地元に貢献した農業の製造を行っている会社で、県外への出荷や海外への積極的な輸出に取組むため、中小企業等経営強化法に基づく支援措置を活用し、品質の維持向上のための各種機器を導入する。(酒類製造)

## ③産地連携フォーラムへの参加

「産地連携フォーラム」会員募集中!

MARRIAGE  
Maritime Agriculture Project and  
Regional Cooperation and  
Development of Specialty and  
Organic Agriculture Enterprises

食品事業者と生産者を中心とした広域的な連携を支援します  
互いを知り、互いを支える“産地連携フォーラム”へ参加し、“国産原材料の安定調達”や“農産物の販売先確保”などに取り組んでいきましょう!

現状の課題

- 食品事業者
- 生産者

- ・気象問題等による取引価格や調達量の変動
- ・輸入価格の変動
- ・農業生産の技術的知識への不安
- ・人手不足
- ・設備整備が困難
- ・契約栽培の買取価格や数量など条件面が不安
- ・収穫量の安定と産地内の体制づくりが困難など

産地連携フォーラムの形成で解決!

- 先行事例の経営者
- 産地連携の知識・経験
- 食品事業者
- 生産者
- 研究開発や技術情報
- 農業機械メーカー
- 種苗業者

原材料の生産に向けた機械等の活用  
加工向け品種や育成技術

詳しくはHPをご覧ください。

②について :

<https://agriculture-foodindustry-regionalsourcing.maff.go.jp/>

③について :

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/keieiryoku\\_koujou.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/keieiryoku_koujou.html)

おしまい

